

普通自動車運転免許等取得費用補助金の給付願

私は、本書下段の条件・内容を承認のうえ、普通自動車運転免許等の取得費用補助金を受給したく必要書類を添えて申込み致します。なお虚偽の申請その他の不正手段により給付を受けたときは、当該受験費用補助金については返還することをお約束します。

- 太枠内すべてにご記入ください
- 印字された住所等が異なる場合は、訂正願います。

			申込日	令和 年 月 日	
奨 学 生	フリガナ		印	奨学生番号	
	氏名 (自署)				
保 護 者	住 所		印	自宅電話	— —
				携帯電話	— —
保 護 者	氏 名 (自署)		印	奨学生 との続柄	
	住 所			自宅電話	— —
				携帯電話	— —

公安委員会 指定の 自動車教習所	自動車教習所名 所在地・ 電話番号			
	電話番号	—	—	—

教習費用 (税込)	支払日	費用項目	支払額(円)	支払日	費用項目	支払額(円)
	R 年 月 日				R 年 月 日	
R 年 月 日				R 年 月 日		
R 年 月 日				R 年 月 日		
R 年 月 日				R 年 月 日		
R 年 月 日				R 年 月 日		

※領収書に記載された費用額を記入。

支払額合計

補正(対象額)

給付額

添付書類	①自動車教習所の卒業証明書のコピー ②自動車教習所に支払った教習費用の領収書(複数枚の添付可)
------	--

《普通自動車運転免許等取得費用補助の条件・内容》

- **受給資格・対象者:** 交通遺児育英会の奨学生で、都道府県公安委員会指定の自動車教習所等に入所し、卒業検定に合格のうえ卒業証明書が発行された者。但し当会奨学生になる前に自動車教習所に入所した場合、自動車教習所の卒業日時点では奨学生が停止中・休止中のとき、または奨学生廃止後 6 ヶ月以内に自動車教習所を卒業しなかった場合は、補助金給付の対象外。
 - **補助対象の運転免許と補助額:** 補助額は、第 2 種免許を除く「普通自動車運転免許」または「準中型自動車運転免許」を取得するため自動車教習所に支払った教習費用合計額の全額、ただし 300,000 円を限度。
 - **補助金の給付日:** 補助金は、当会で申請書類を受領・審査後、翌月 15 日(休業の時は翌営業日)に、奨学生の振込口座に送金します。
- ※ 書類に不備がある場合は給付できません。

育英会使用欄

--	--